

## 建設技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組に関する決議

2026年3月25日

一般社団法人日本建設業連合会

日建連では、従来より担い手の確保・育成に向けた様々な取組を行ってきたところであり、2014年の「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」では、建設技能労働者の年収水準が全産業労働者平均と同等の平均年収となることを目指す目標を掲げたところである。

担い手確保のためには建設技能労働者の処遇改善が不可欠であり、新4Kの一つである「給料が良い」を実現するため、引き続き、建設技能労働者の賃金水準が全産業労働者平均となるよう引上げていかなければならない。

そのような中、令和7年12月に全面施行された改正建設業法に基づき、国土交通省中央建設業審議会において「労務費に関する基準」が勧告されたが、受注者は個々の請負契約ごとに適正な労務費を内訳明示すること、注文者はその内容を考慮・尊重することが必要とされている。

「労務費に関する基準」の実効性を確保し、建設技能労働者の賃金が全産業労働者平均という目標の達成に向けて持続的に向上するためには、専門工事業者による賃金の引上げとともに、専門工事業者が元請業者に対して適正な労務費を内訳明示にした見積りを提出し、元請業者や発注者がそれに応じて適正に支払うという、サプライチェーン全体での価格転嫁を確実にできる環境を実現することが必要である。

また、国土交通省より、本年2月17日付けで公共工事設計労務単価の改定が発表され、3月から主要12職種で4.2%、全職種で4.5%の引上げが行われた。これは、官と民が協働して建設技能労働者の処遇改善に努めてきた建設業界の取組が反映されたものであり、14年連続の上昇であった。

さらに、本年3月19日に開催された国土交通大臣と建設業団体との意見交換会において、「本年の官民の共通の目標として、技能者労働者の賃上げについて、民間発注工事も含めた改正建設業法に基づく労務費の確保・行き渡りの徹底や生産性の向上等の取組みを通じ、「おおむね6%の賃上げ」を目指すこと」が申し合わされた。

建設技能労働者の賃上げについて、「おおむね6%の賃上げ」を目指すこととされたことは、特に民間工事での資材高騰や民間建設市場における競争激化などを考慮すると、大変厳しい状況であると言わざるを得ないが、以上のような状況を踏まえ、公共工事設計労務単価の引上げと建設技能労働者の更なる賃上げという好循環を継続していくため、下記のとおり理事会の総意として決議する。

## 1. 建設技能労働者の賃上げについて「おおむね6%の賃上げ」を目指すこととされた趣旨に適う下請契約の締結

日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言（2026年2月20日改定）」の2026年度の運用について、一次協力会社への見積り依頼に際して、建設技能労働者の賃上げについて「おおむね6%の賃上げ」を目指すこととされた趣旨に適う「労務費に関する基準」を踏まえた適正な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする。

（参考）労務費見積り尊重宣言

日建連会員企業は、建設技能労働者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次協力会社への見積り依頼に際して、「労務費に関する基準」を踏まえた適正な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

## 2. 建設技能労働者への適正な賃金支払いの徹底

国土交通省との申し合わせにおいて「おおむね6%の賃上げ」を目指すこととされた趣旨を踏まえ、下請契約に当たっては、一次協力会社との契約時において、建設技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、「おおむね6%の賃上げ」を目指すこととされた趣旨に適う適正な賃金が支払われるよう、一次協力会社に確実に要請するとともに、また、直接の契約関係がない二次以下の協力会社に対しても、一次協力会社等を介して、「おおむね6%の賃上げ」を目指すこととされた趣旨に適う適正な賃金が建設技能労働者に支払われるよう順次確実に依頼すること。

## 3. 適正な受注活動の徹底

公共工事、民間工事を問わず、過度な安値受注、いわゆるダンピング受注等公正な競争を妨げる行為を行わないことは「日建連等企業行動規範2013」で明示されており、また、適正な受注活動の実施については、これまでも会長名で要請を行ってきたところであるが、改めて、①適正価格での受注の徹底、②適正工期の確保、③適正な契約条件の確保を徹底すること。

なお、適正な受注活動は、あくまで自社の責任において行われるものであって、不当な取引制限に繋がるような行為は絶対にあってはならないこと。

以上